



セカンドオピニオン

株式会社三井住友銀行

2026 年 6 月 30 日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制 定期レビュー

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は、三井住友銀行が 2026 年 5 月までに実施したポジティブインパクトファイナンス(PIF)の新規取り組み案件、PIF 実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果などの情報を閲覧し、担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、三井住友銀行の PIF 実施体制の運用を確認し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

三井住友銀行は、さくら銀行と住友銀行の合併により 2001 年に発足。2002 年には三井住友フィナンシャルグループを設立して持株会社体制へ移行し、三井住友銀行はその中核として国内有数の顧客基盤を生かした営業活動を展開している。グループ共通の価値観である Five Values として「Integrity」「Customer First」「Proactive&Innovative」「Speed&Quality」「Team”SMBC Group”」を掲げ、世界 40 か国で働くグループ全従業員に共有されている。グローバル金融グループとして世界規模の課題解決に貢献すべく、国際イニシアティブ等にも積極的に参画する。2017 年に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明し、2019 年には UNEP FI が主導する責任銀行原則(PRB)に国内金融機関として 2 番目に署名した。こうしたサステナビリティへの取り組みは、グループの源流である三井・住友の先達から 400 年以上に亘って受け継がれる事業精神に基づくものであり、今日の経営の根幹にも位置付けられている。

目指す社会像や取組の方向性を明確化すべく、2026 年度より「SMBC グループ 社会的価値創造宣言」を制定するとともに、「緑の地球」「輝く人々」「幸せな成長」の 3 つを、SMBC グループのマテリアリティと定めた。マテリアリティの下、従業員一人ひとりの主体的な取組を促進するとともに、本業を通じた取組を一層強化することで、社会的価値創造の高度化を進めるとしている。

既存ビジネスのモデル改革や新たなビジネス領域への挑戦を通じた付加価値の創出に加え、サステナビリティへの取り組みも一層加速させてきた。SMBC グループは、2030 年までにグループの GHG 排出量ネットゼロ、2050 年までに投融资ポートフォリオ全体においてもネットゼロを達成することを目指している。2023 年には気候関連リスクアベタイト・フレームワークを導入し、2030 年の全社中間目標を着実に達成できるよう、GHG 排出量をセクター別・部門別に管理している。2022 年 4 月にはグループ各社の機能を結集したサステナビリティ本部を新設し、サステナビリティに関する企画・戦略の策定からソリューション提供までを一貫通貫で実施する体制を構築した。また同月、エクエーター(赤道)原則に基づく環境・社会リスクの評価体制や特定のセクターへの投融资方針等を示した「SMBC グループ環境・社会フレームワーク」を公表し、持続可能な社会の構築に向けたグループとしての取組姿勢を明確に打ち出している。さらに 2024 年、サステナビリティ経営の推進及びマテリアリティへの取組を通じた社会的価値創造を一層推進すべく、サステナビリティ本部を社会的価値創造本部に再編した。

取引先へ提供する商品・サービスについても一層の拡充を進める。2030 年までの 10 年間でサステナブルファイナンス 30 兆円実行という KPI・目標を 2023 年には 50 兆円に上方修正し、国際原則に沿った融資やグループの知見を生かしたサステナビリティ経営支援融資等の多様なラインナップを揃え、資金面から取引先のサステナビリティへの取り組みを後押ししている。非金融事業の展開にも注力し、デジタル技術を活用した温室効果ガス排出量算定・削減支援ツール「Sustana」の開発・提供等を通じて取引先の脱炭素化を支援してきた。2025 年 7 月には同事業をアスエネ株式会社へ承継し、同社との連携を通じて脱炭素ソリューションの提供体制を強化している。

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2026 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 2 番地テラススクエア

(お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

より多くの取引先のサステナビリティ経営の実現を支援すべく、PIF の商品改定を 2023 年に実施した。営業店が主体となって取引先のインパクトを評価できる体制を整備することで、深い顧客理解に基づく質の高いエンゲージメントを実現するとともに、サステナビリティ分野における全行的な知見の底上げを通じて企業価値向上を図る。

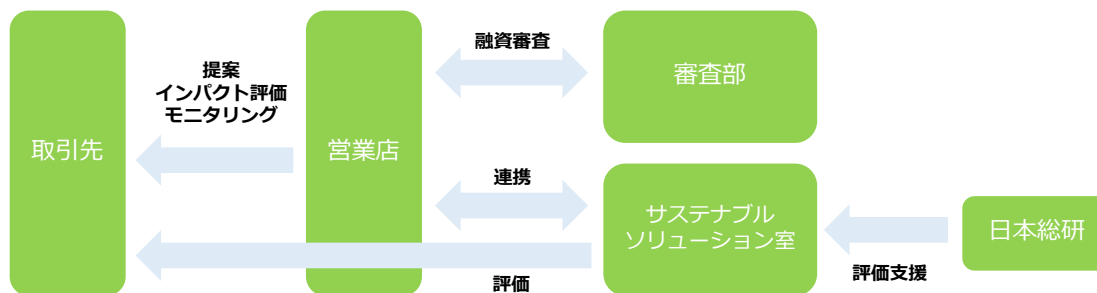
(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

グループのサステナビリティに関する監督機能として取締役会の内部委員会であるサステナビリティ委員会、執行機能としてグループ各社社長および一部のグループ CxO を委員とするサステナビリティ推進委員会をそれぞれ設置し、サステナビリティ経営の高度化を図っている。またグループ CSuO(Chief Sustainability Officer) の統括の下、グループ全体の機能・知見を集約した社会的価値創造本部を中心に具体的取り組みを企画・推進している。サステナブルファイナンスを含む脱炭素ソリューションについては、法人戦略部サステナブルソリューション室が推進している。

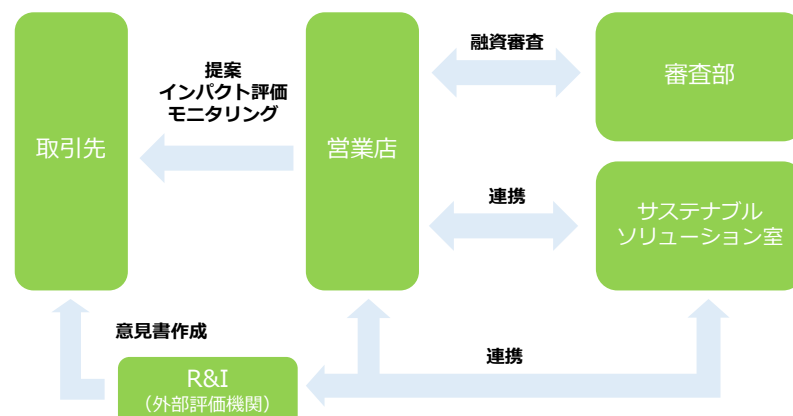
PIF は、法人戦略部サステナブルソリューション室の所管の下で運用する。インパクト評価は、三井住友銀行が独自に開発した分析ツール「SMFG Impact Finder」を用いて営業店が実施し、サステナブルソリューション室による確認を経て内容を確定する。審査部とは別ラインであり、通常の与信審査と切り離してインパクト評価を行う体制である。インパクト分析の内容・結果は、三井住友銀行が評価書として提供する形式、外部評価機関が意見書(セカンドオピニオン)を提供する形式、の 2 パターン(下図参照)の中から取引先が PIF 申込時に選択する。三井住友銀行が評価書を作成する場合は、グループ会社の日本総合研究所が支援する。外部評価機関がセカンドオピニオンを作成する際は、外部評価機関は三井住友銀行からインパクト評価の結果を受けるとともに必要な場合は取引先へのインタビューを実施する。インパクト評価の結果を踏まえ、営業店は審査部宛に与信稟議を起案する。PIF 実行後の年次モニタリングでは、重点取組項目の進捗状況を営業店が確認する。開示情報の閲覧や資料徴求、ヒアリング等を行い、必要に応じて次年度以降の方針について取引先と協議する。モニタリング結果はサステナブルソリューション室へ連携し、三井住友銀行のウェブサイト上で開示する。融資商品としての PIF の品質管理はサステナブルソリューション室が担い、実施体制についての外部評価を年に 1 回取得する。外部評価の結果や PIF の推進状況等については必要に応じてサステナブルソリューション室からグループ CSuO へ報告する。

■実務体制図

<パターン①: 三井住友銀行による評価>



<パターン②: 外部評価機関による意見書発行>



[出所:三井住友銀行]

(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に際し、取引先の全体像を把握する。ビジネスモデルや企業理念のほか、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。

上記を踏まえ、取引先の事業活動がもたらすインパクトを特定する。特定作業に際しては、UNEP FI が提供する「インパクトレーダー」に基づき開発した独自の分析ツール「SMFG Impact Finder」を活用する。取引先の事業活動に即した国際標準産業分類 (ISIC) の業種を選択し、持続可能な開発の 3 側面 (社会・社会経済・自然環境) を網羅したインパクトエリア・トピック (下図参照) との対応関係を調べる。抽出されたインパクトの種類 (プラス/マイナス)、度合い (大/小)、内容を確認し、それに対する取引先の取組状況や今後の方針について確認する。

取引先が活動する社会の要請も加味するため、事業の対象となる国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) が「持続可能な開発レポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード (下図参照) でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。

■インパクトレーダー



[出所:UNEP FI]

■SDG ダッシュボード



[出所:SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクトのうち、取引先の事業内容や経営理念、サステナビリティ方針等を踏まえて特に重要性の高い領域において重点取組項目を選定するとともに、その進捗をモニタリングするための目標・指標を設定する。ポジティブインパクトに関する項目を 1 つ以上選定することとし、ネガティブインパクトの抑制に関して取り組みが進んでいない分野も積極的に採用する。分析ツール「SMFG Impact Finder」内には SASB スタンドアード に準拠した目標例等が示されており、適宜参照することで国際的な目線も踏まえた適切な目標・指標の設定を促す。

インパクト分析結果を取引先に共有し、インパクト領域や重点取組項目の内容、目標値について認識をすり合わせる。目標・指標については、可能な限り定量的なものを設定する。

最終的に三井住友銀行及び三井住友フィナンシャルグループの理念やサステナビリティに係る方針等と照らし、インパクト領域と重点取組項目、目標・指標を決定する。

③ モニタリング

取引先に対して重点取組項目の進捗・実績を少なくとも年に 1 回一般に開示することを求め、営業店

が目標達成状況をモニタリングする。モニタリング結果は三井住友銀行のウェブサイト上にて開示する。目標に対する進捗が芳しくない場合は改善に向けた取り組みについて取引先と協議し、インパクトの実現に向けたソリューションの提供等を通じて継続的に支援する。

2. 適合性の評価

三井住友銀行は前項に示した業務管理体制や業務プロセスを事務取扱要領として文書化(非公開)している。R&Iは三井住友銀行が2026年5月までに実施した新規取り組み案件、PIF実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果などの情報を確認し、担当者への質問を実施した。R&Iはこれらの情報と手続きの範囲において、実施体制がPIF原則の4つの事項それぞれについて運用されていることを確認した。PIF原則に関してはUNEP FIが公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の3つの側面(経済、環境、社会)のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの1つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標(SDGs)における資金面での課題に対する直接的な対応策の1つとなる。

- 実施体制においてSDGsの達成と企業収益の向上を両立するビジネスモデル(ポジティブインパクト・ビジネス)に対して融資する意図を確認している。
- インパクトの特定には、UNEP FIのインパクトレーダーに準拠した独自の分析ツール「SMFG Impact Finder」を活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策(holistic approach)が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方にに基づき開発されている。三井住友銀行は分析ツールによるインパクトの抽出結果を踏まえ、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を包括的に把握・特定する。この分析に基づきSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIF実行にあたり、ポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する重点取組項目の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、事業主体(金融機関または非金融機関)がそれらの事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先の事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通りUNEP FIが提供するインパクトレーダーに準拠した分析ツール「SMFG Impact Finder」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGダッシュボードや自治体のSDGs未来都市計画等を活用して的確に把握する。
- 個別案件ごとにインパクトニーズと現状のギャップを評価してKPI・目標を設定することとしている。PIFを含む個別融資案件の取り扱いにおいては、環境や社会に影響を与える可能性の高いセクター・事業に対する融資方針などを確認している。
- 三井住友銀行のサステナビリティ方針と合致するインパクトを特定した上で重点取組項目と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある(原則4参照)。
- インパクト分析は営業店が分析ツール「SMFG Impact Finder」を用いて実施し、サステナブルソリューション室による精査を経て評価内容を最終決定する。商品を所管するサステナブルソリューション室は他のサステナブルファイナンス商品の開発・運用等にも携わっており、サステナブルビジネスに関する知見が蓄積されている。業務経験や専門性を生かして包括的なインパクト評価を実施する体制が整備されている。
- インパクト評価のプロセスを標準化した分析ツール「SMFG Impact Finder」を開発しており、業務の一貫性を確

保している。当該ツールを活用した営業店主体の案件推進により、行内における知見・ノウハウの蓄積を促進するとともに多様な顧客ニーズを捕捉することで商品としての品質向上を図る。

- 融資業務全体としては、営業店、サステナブルソリューション室、審査部の連携により、既存業務の枠組みの中でPIFを効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の案件審査と切り離す運用としている。
- PIFの実施体制について年に1回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の事業主体(金融機関または非金融機関)は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先の事業主体において意図したポジティブインパクトについて(原則1に関連)
 - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて(原則2に関連)
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて(原則4に関連)。
- インパクト分析の結果は、三井住友銀行による評価書もしくは外部評価機関によるセカンドオピニオンとして、取引先が合意できる範囲においてその内容を公表する。
 - PIFの体制と業務プロセスに関してはR&Iが独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
 - インパクトの達成状況を把握できるよう、重点取組項目において定量目標の設定に努める。三井住友銀行は、目標に対する進捗の開示を取引先へ求める。モニタリング結果については自行のウェブサイト上で開示する。

原則4 評価

事業主体(金融機関または非金融機関)が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- インパクト領域毎に設定した重点取組項目の達成状況を年次でモニタリングする。進捗や実績を踏まえ、目標の達成に必要なノウハウやソリューションを提供し、取引先のインパクト実現を継続的に支援する。
- 今次定期レビューにおいて、三井住友銀行が顧客との面談による現状の認識共有、目標達成に向けた伴走支援を適切に実施していることを確認した。
- 重点取組項目を設定する際、新たなポジティブインパクト創出を企図した取り組みが選定されていることを確認する運用としており、追加性を意識できる業務プロセスを定めている。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。